



令和4年6月 新潟県 佐渡島 北沢浮遊選鉱場跡

## 『クオリティタイムのすすめ』

皆様にはいよいよご盛栄のこととお慶び申し上げます。

今回は、クオリティタイムについてお話したいと思います。その前に時間管理のマトリックス(「7つの習慣」スティーブン・R・コヴァー著より)をご紹介します。このマトリックスは緊急度と重要度の2軸で4つの領域を表したのですが、簡単にお伝えすると「いかに第II領域(緊急ではないが重要なこと)に時間を費やせるか。つまり、重要でない第III領域や第IV領域を避け第I領域に費やす時間をいかに減らすか、ということが重要」という考え方です。私も含め、時間の大半を第I領域に費やすといった仕事に追われている中小企業の経営者は多いのではないのでしょうか？ ついつい目の前にある急ぎの課題に終始して、経営のことを後回しにしてしまう。経営者にとって経営は最も重要な仕事のはずなのに、たいていの場合緊急性がないのです。まさに第II領域です。

これでは、将来の資金繰り、人事、営業・マーケティング等で致命的な遅れをとってしまうかもしれません。戦略的に経営を行う為には、緊急ではないが重要なことと向き合いたいですね。このような経営のことだけを考える時間を「クオリティタイム」と言います。このクオリティタイムを月に半日だけでも取れたら、取らない場合と比べて、数年後にはかなりの差が生まれてくると思いませんか？ 私自身、会社内にいると集中しようとした時に限って、急な来客やスタッフからの相談が相次ぎます。夜は接待や懇親会…。ですので私は、場所を変えて携帯をオフにし、ホテルやカフェでクオリティタイムを意図的に作っています。

税理士法人クロジカは経営助言に力を入れていきます。関与先企業の皆様には、私達と関わる巡回監査のお時間をクオリティタイムにさせていただけたら嬉しく思います。



税理士法人クロジカ 山口会計事務所  
所長 山口真太郎

## 🗨️ Seminar information

### 「年中夢求～24時間をデザインする～」

宇城市教育長

熊本県立大津高校サッカー部総監督

平岡和徳氏

6月23日、宇城市教育長であり、熊本県立大津高校サッカー部総監督の平岡和徳氏を講師にお迎えし講演会を開催しました。梅雨の晴れ間の中、約200名の方が会場とwebにて受講されました。

明瞭・軽快で楽しく、語られることはすべて、ご自身が歩んでこられた道のり、人とのつながり、指導や経験を通して身に付けられた本物の言葉でした。心打たれる言葉が数えきれないほどあり、感動しっぱなしの90分となりました。

参加された皆様から「素晴らしかった！」「うち（会社）でも話しをして欲しい！」など好評をいただき、大盛況のうちに終えることができました。

子育て・社員育て・自分育て、いろんな場面で大いに役立てて明日からの活力にしていきたいと思います。多くの皆様に参加していただき心から感謝申し上げます。



### 書籍販売しております！

購入をご希望の方は ☎096-363-4520

までお電話ください

7月末まで販売しております

各1,500円(税込)

## ☕ Coffee Break

## NEW Kizuna's Info

### スイミング



現在健康のために続けている運動が、週に2～3回の水泳です。今でこそ1.5kmほど泳げるようになりましたが、社会人になって久しぶりに始めたときは、25mがきつくて泳げませんでした。仕事が忙しくなると月に5回ほどしか行かなくなりますが、それでも20代から細々と続いています。

始めた理由を挙げてみると、

- 道具が水着とキャップとゴーグルで安く揃う
- 水泳をした後の達成感と脱力感が気持ちいい
- 熊本市は市民プール（県立、アクアドーム、南部、浜線、水前寺などなど）が多いので、手軽に利用できる

といったことが挙げられます。

弊社では、陸上部ができるほどランニング愛好家がありますが、水泳愛好家は、今のところ所長の隈部と私だけのようです。

これからも、若々しく過ごせるように水泳を続けていきたいと思っています。



仕明一宏

### 姪に財産を残したいときはどうしたらよい？

Q. 私は昨年妻を亡くしました。私には子がおらず、父母・祖父母はすでに他界しています。兄弟姉妹もいません。

私が亡くなったら、妻の姪に財産を渡したいと思っています。

どうすればいいでしょうか？

A. 遺言書を作っておかれることをお勧めします。

奥様の姪御さんは、あなたの法定相続人ではありません。

あなたには、法定相続人がいないため、遺言書がない限り、あなたの財産は原則国のものになります。

相続人がいない場合は、姪御さんが療養看護に努めたことなどをもって、特別縁故者として相続財産の分与を家庭裁判所に請求し、認められれば、相続財産の全部または一部を姪御さんが受け取ることができますが、確実に財産を渡せる方法ではありません。また、手続きが煩雑で時間を要します。

確実に財産を渡すには、姪御さんに遺贈（遺言によって財産を他人に与えること）する旨の遺言書を作っておかれることをお勧めします。